

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大和高田市の人口は、61,950人であり、そのうち年少人口（0～14歳）は5,575人（9.0%）、生産年齢人口（15～64歳）は35,825人（57.8%）、老年人口（65歳以上）は20,550人（33.1%）となっている（令和6年10月1日現在）。

産業構造としては、就業者数の多い順に第三次産業（68.7%）、第二次産業（26.6%）、第一次産業（1.0%）である。細かく見ると、第二次産業の製造業、第三次産業の卸売業・小売業、第三次産業の医療・福祉が多く全体就業者数の51.5%を占める。（令和2年国勢調査）

事業所数の多い順では、卸売業・小売業（24.4%）、製造業（13.2%）、医療・福祉（10.9%）である。（令和3年経済センサス）

中小企業者の実態としては、古くから主要産業として靴下・メリヤス等の繊維産業が中心となっているが、いずれも中小の零細企業が中心で、長引く経済の低迷、住工混在等によって事業所数は年々減少している。

市域が狭いことから、新たな工業用地、企業誘致等の確保が困難な状況であり、既存の中小企業の近代化や共同化を推進し、事業経営の近代化と体質強化、住工混在の解消等が課題となっている。

(2) 目標

本計画の策定により、生産性の高い先端設備等を導入し、労働生産性の向上を図る中小企業者・小規模事業者の積極経営を後押しすることで、社会情勢の変化に対応した経営基盤の安定と強化に努めるとともに、安定した雇用と地域活力の創出を目指す。

先端設備等導入計画の認定件数については、年間10件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

今後の市内中小企業の経営基盤の安定と強化を図るため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、雇用の安定を図るという観点から、市内

に所在する事業所等（従業員等が常駐するものに限る。）の敷地内に設置されたもので、その発電電力を直接製品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供するために自ら消費する設備（自ら消費した余剰分の電力を売電するものを含む。）を対象とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

今後の市内中小企業の経営基盤の安定と強化を図るため、大和高田市内全域を対象地域とする。

（２）対象業種・事業

今後の市内中小企業の経営基盤の安定と強化を図るため、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（１）人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

（２）公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるもの、市税の滞納があるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。